

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（289）」
2. 日時：平成29年8月23日 10時05分～12時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、皆川
保安規定係長

（シビアアクシデント研究部門）

舟山首席技術研究調査官、小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他14名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- ベント時の原子炉建屋屋上放出の評価に用いる AREDES（3次元移流拡散評価コードである緊急時環境影響評価システム）の評価結果に関して、参考としている文献の内容に言及するとともに評価結果の妥当性を整理して提示すること。
- 「第8表 第一隔離弁開操作に伴う移動時及び作業時の線量」において「対象外」としている項目について、根拠を整理して提示すること。
- 非常用ガス処理系フィルタ出口弁の操作について、図面を追加するとともに整理して提示すること。
- 格納容器圧力逃がし装置隔離弁の遠隔人力操作機構が設置される環境条件について、当該機構に与える影響評価手法及び妥当性を整理して提示すること。
- ベンチュリノズル頂部まで水位を確保することによるフィルタ性能（エアロ

ゾル及び無機よう素の除去機能) への影響について、整理して提示すること。

- 格納容器スプレイを間欠運転から連続運転に切り替えた場合の蒸気凝縮効果及びエアロゾル除去効果等の対する影響について、整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の加圧破損を防止するための設備（格納容器圧力逃し装置）について
- ・ 東海第二発電所 格納容器圧力逃がし装置について 審査会合における指摘事項の回答